The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	「自己点検・評価」・「教育研究」と大学アーカイブズ
Author(s)	菅, 真城
Citation	アーカイブズ学研究. 2008, 8, p. 40-59
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/3085
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

「自己点検・評価」・「教育研究」と大学アーカイブズ

Self-monitoring and self-evaluation, and education and research vis-à-vis university archives

菅　真城 Masaki KAN

要　旨

近年、国立大学にアーカイブズが設置されているが、これらのアーカイブズの多くは大学年史編纂室を前身とする。1991 年、文部省令大学設置基準が改正され、自己点検・評価が努力義務規定として盛り込まれた。この段階で大いに主張された言説に、「大学史編纂活動は大学の自己点検・評価活動であり、自己点検・評価を行うには大学アーカイブズが必要である」というものがある。本稿ではまずこの言説について省察する。そしてその作業を通して、「教育研究」機関である大学アーカイブズは、「教育研究」に関する資料や情報を集積せねばならないことを主張し、大学アーカイブズの特徴について抽出することを試みる。

In recent years, university archives have been established at national universities in Japan. The predecessors of such university archives were the editorial offices responsible for the publication of university histories. In 1991, the official requirements for the establishment of a university were amended to provide for "self-monitoring and self-evaluation". At that time, it was stated, "compilation of university histories is an aspect of self-monitoring and self-evaluation, and in order to achieve those two objectives, it is necessary to establish university archives". In this paper, I reflect upon that remark. Furthermore, I argue that university archives should accumulate "educational and research" materials and information. Lastly, I endeavour to define the institutional characteristics of university archives.

はじめに

近年、国立大学にアーカイブズの設置・整備が進んでいる。京都大学大学文書館（2000年設置）、広島大学文書館（2004年設置）、北海道大学大学文書館（2005年設置）が新設され、既存の施設も東北大学史料館（2000年設置、1963年に記念資料室として発足）、名古屋大学大学文書資料室（2004年設置、1996年に名古屋大学史資料室として発足）、九州大学大学文書館（2005年設置、1992年に大学史料室として設置）に改組整備された。この動きは日本のアーカイブズ史上特筆すべき事柄であるが、この近年における国立大学アーカイブズの整備は、情報公開法の施行、国立大学法人化といった要因によるところが大きい。これまで旧制帝国大学7大学の中で唯一アーカイブズ組織が存在しなかった大阪大学において、大学沿革史編纂とは無関係に文書館設置の準備が進められていることは、このことをよく示す事象である。

しかし、多くの大学アーカイブズは、大学沿革史編纂室を前身とする。自治体アーカイブズの多くは自治体史編纂室を前身としているが、大学においても事情は変わらない。この点は、創設者の顕彰や建学の精神の再確認といった役割を担う私立大学のアーカイブズにおいても同じである。1960年代以降、大学アーカイブズは大学沿革史編纂後の資料保存を主たる要因として設立されてきた[1]。

小池聖一は、これまで大学アーカイブズは、次の三つの要因によって設立されてきたとする。「第一は、大学設立を記念した年史編纂を契機とし、収集した史資料の保存を設立の理由とするものである。第二は、大学あるいは学園の創設者等を顕彰することを目的として設立するものである。第二の場合には、大学・学園のアイデンティティが強く意識されることになる。第三が、情報公開法や個人情報保護法により、いわゆる公文書館として設置される場合である」[2]。第三の場合には、大学のアカウンタビリティを果たす役割が強く求められることになる。そして小池は、今後大学アーカイブズは第二、第三の要因を中心に設立されていくとする。すなわち、今後の大学アーカイブズにとって鍵となるのは、アイデンティティとアカウンタビリティである。

小池の指摘した第一、第二の要因は1960年代以来[3]のものであるのに対し、第三の要因は2000年代以降のものである。冒頭に述べた近年における国立大学アーカイブズの整備は、この第三の要因によるところが大きい。この1960年代と2000年代の間の1990年代に、日本の大学は「第三の大学改革」とも評される変革の時代を迎え、「自己点検・評価」の波にさらされた。この時代に、大学アーカイブズと「自己点検・評価」とを結びつける言説が登場した。大学にとっての重要課題である「自己点検・評価」という黒船は、大学アーカイブズ設立に当たって何らかの役割を果たしたのであろうか。そしてまた、大学アーカイブズが存在することによって、充実した「自己点検・評価」がなされたのであろうか。本稿ではまずこの問題について検証することから、大学アーカイブズについて考えてみたい。

考察の結果をあらかじめ述べるならば、大学アーカイブズと「自己点検・評価」とを結びつける言説は、実際には何ら機能しなかった。それは、「自己点検・評価」の主たる対象である「教

育研究」に大学アーカイブズが対応できなかったためである。そして、これまでの大学アーカイブズが「自己点検・評価」、すなわち「教育研究」に対応できなかったという事実を踏まえて、国や地方公共団体が設置する行政のアーカイブズとは異なり、「教育研究」機関である大学のアーカイブズがいかなる役割を果たさねばならないかについて理念的に論及し、大学アーカイブズの特徴について抽出することを試みる。周知のように、これまでの日本のアーカイブズ論は自治体を中心とする行政のアーカイブズを念頭に置いて議論されてきたが、「教育研究」機関である大学のアーカイブズには、独自の論理と方法が必要と考えるからである。

冒頭に述べたように、近年の国立大学アーカイブズには、情報公開法施行に伴う大学の文書管理やアカウンタビリティを果たす組織としての役割が期待されている。従って、そこで扱う資料の中心は法人文書ということになる。筆者も大学アーカイブズにおいてまず取り扱うべき中心資料は法人文書であると考えるものであるが、「教育研究」機関である大学のアーカイブズが取り扱う資料としては、果たして法人文書だけで十全であろうか。永井英治は、「大学アーカイブズの設置母体である大学とは社会においてどのような存在意義を有するのかを考えたとき、教育・研究に関わる史料への対応は、大学アーカイブズを問うものとなろう。」[4] と問題提起を行っている。筆者もこのような問題関心から、まずは「自己点検・評価」を手がかりに、大学アーカイブズにおける「教育研究」の取り扱いについて考察することにする。

1.「自己点検・評価」という名の“夢”

1990 年代に、日本の大学は大きな変革期を迎えた。1991 年、文部省令大学設置基準が改正され、「自己点検・評価」が努力義務規定として盛り込まれた。以後、各大学では自己点検・評価についての取り組みが盛んになり、近年では学外者や第三者による評価も行われている。

1987 年に刊行された『IDE　現代の高等教育』284 号は「大学の自己評価」を特集し、かつて東京大学百年史編集委員長を務め東京大学史史料室設置に尽力した寺崎昌男は、「大学の沿革史も大学の自己評価の一つの形態なのではないか。」(31 頁) という編集部の呼びかけに応じて、「沿革史と大学の自己評価」と題する論文を寄せている。この論文において寺崎は、「編集部のこの呼びかけは、私にとってはやや唐突であり、また、ある種の違和感を覚えさせられるものだった。」(31 頁) と率直に感情を吐露し、「沿革史は、大学の『自己』ないし『他者による』評価の素材とはなり得るがその素材を作るための動機や目的は『自己評価』などではあり得ない。」(32 頁) としつつも、「大学に文書館 (アーカイブズ、Archives) が設けられれば、それは自己評価のための素材を最も直接的に、恒久的に備える事業になる」(37 頁) と、大学アーカイブズと自己評価とを結びつけた。後に盛んになる自己点検・評価活動と大学アーカイブズとを結びつける議論の出発点ではあるが、この時点で寺崎は、大学沿革史は評価のための素材であって、評価活動そのものではないと捉えていたのである。

その後寺崎はこの論文を修訂加筆し、1992 年に刊行された『プロムナード東京大学史』(東京

大学出版会）に収録した。『プロムナード東京大学史』収録論文では、『IDE』収録論文にあった「大学基準協会の大学自己評価委員会が早くから審議してきたような自己評価活動、すなわち、『建学の精神や個性が体現される具体的な組織形態、機能等について』の問題群や評価基準の設定という」「ような意味での自己評価を、これから行われる大学沿革史編纂事業の目的や意識に期待することは、無理である。」（35–36 頁）との記述は削除された。それに代わり論文冒頭に「各大学・学部・学科・教室などで編まれる沿革史類も、一種の自己評価である。いささか気の長い評価かもしれないが、大学の構成員が自分たちの組織を見直す作業を自己評価だといえば、まさにその一部であろう」（185 頁）との記述が加筆され、大学沿革史編纂活動が自己点検・評価活動であることを主張した。この間に寺崎の中で大学沿革史編纂と自己点検・評価との関係についての考えに変化が生じたことが分かる。東京大学百年史編纂完了直後という初出論文執筆時の気分的高揚と責任感から解放され、自己点検・評価が大学の具体的な課題になってきたという執筆時の時代状況の変化が、寺崎の見解の変化の要因ではなかろうかと推測する。その後寺崎は大学沿革史編纂活動は最も息の長い自己点検・評価活動であるとの主張を繰り返す。「大学の沿革史編纂という活動自体、最も時間的スパンの長い自己点検・評価の作業である。その作業ののち、大学文書館や史料センターの設置を求める声がもし学内に起きるとすれば、法人や経営主体は、その声に責任を持って耳を傾けるべきであろう。大学のアカウンタビリティを保障する最も確実な装置の一つを作れという、いわば天からの声だからである。時代はそのようになってきている。」[5]、「沿革史を書くという作業は、非常に息の長い自己点検作業の一つです。すなわち『歴史において大学を自己点検する』ということです。そういう目で見れば、アーカイブス設置などは大学にとって義務にひとしい重大作業です。」[6] と。このように大学沿革史編纂は自己点検・評価であり、そのためには大学アーカイブズが必要であるとの発言を続けたのであった。また、寺崎は、大学沿革史編纂の新しい意義と効用の一つとして、「歴史的自己点検・評価を通じての大学改革課題の発見」[7] をあげ、沿革史編纂や大学アーカイブズが大学改革と密接に関連することを提唱した。こうした寺崎の大学アーカイブズ論は、最終的に「日本でこれまで筆者その他の大学関係者が唱えてきた大学アーカイブス論は、沿革史編纂作業の始末論という趣を持っていた。だが、現在および将来のアーカイブス論は、とりもなおさず大学改革論であり、また個別大学がサバイバルを超えて大学らしく発展するための提案でもある。」という文章にたどり着く[8]。

また、九州大学七十五年史編集委員会小委員会『九州大学史料の収集・保存について－九州大学史料室設置の提言－』（1991 年）も、「大学史料の収集・整理は大学の自己確認とそれを踏まえた大学としてのさまざまな社会的主張の根拠となるものであり、それは最近論議の多い大学の自己評価の問題にも寄与するところがあるものと考えられる。」[9] と、大学史料・アーカイブズと自己点検・評価とを関連づけてとらえている。

こうした大学史編纂資料は自己点検・評価のための資料であり、大学史編纂作業は自己点検・評価作業である、従って自己点検・評価作業を行うためには大学アーカイブズが必要であるとい

う寺﨑らの議論は、大学沿革史編纂後に大学アーカイブズ設置を目指す沿革史編纂関係者らに幅広く受け入れられていった。大学沿革史編纂完了後はその資料保存のために大学アーカイブズが必要であるという議論に限界を感じていた彼らは、大学全体が直面した緊急の課題である自己点検・評価と大学アーカイブズとを結びつけることによって、アーカイブズに対する全学的な理解を得てアーカイブズ設立という目的を果たそうとしたのであった。日本初の本格的な「大学文書館」である京都大学大学文書館設置に当たって、京都大学百年史編集委員会が作成した「本学の歴史に関する史料の収集・保存・公開について（要望）」[10]には、以下のくだりがある。

近年、公の機関に対する社会の要請が変化しつつある。「情報公開」「説明責任」といった言葉に表れているように、公の機関が自らのもつ情報を開示し、存在理由の説明を求められるようになってきている。大学に対しても「説明責任」を求める声は強く、多数の自己点検・評価報告書が作成され、また第三者による外部評価も現実のものとなりつつあることは周知のとおりである。

しかし、本学を含めた従来の日本の大学が、史料にもとづき、自らの存在理由についてどれだけ考えてきたかとなると、実は甚だ心もとないのではなかろうか。大学組織の巨大化、学問分野の細分化によって、大学のあり方を歴史的、総合的に考える場が存在していないのではないかという疑問を感じざるをえない。このような場としての機能が期待されるのが、大学文書館であると考えられる。収集した史料を基本に、自らの大学の歴史や大学のあり方についての研究・教育のセンターとして、学内外に様々なメッセージを発信することによって、第三者からの評価にも応じられる開かれた場となることができるであろう。

この文章では、情報公開法を踏まえて「情報公開」「説明責任」といった新しいキーワードが登場しているが、大学アーカイブズが自己点検・評価や外部評価の役に立つという議論は継承している[11]。

広島大学50年史編集専門委員会も、「これら本学構成員が有する資料を適切に管理・保存し、将来の本学の意志決定に資するために関連資料を計画的、継続的に保存する必要があります。これら資料の蓄積によって初めて、大学の質の向上などを目指した自己点検評価が可能となると考えます。大学の自己点検評価を最も長期的な視野で行うものは、大学史編纂にほかなりません。」[12]と主張したことがある。筆者自身、「大学に関する資料の集積は、自己点検・評価のための資料の集積そのものであり、大学改革や将来計画の策定にも寄与するものである。」[13]と書いたことがある。このように、情報公開法施行を契機として設立された大学アーカイブズも、「自己点検・評価」と大学アーカイブズに関する寺﨑昌男の議論を継承していたのである。

しかしながら、東京大学史史料室の畑野勇は、東京大学における自己点検・評価の経過を振り返って、「大学アーカイヴズ（東大史料室）の積極的な関与がほとんどなされて」おらず、「そしておそらく、この点における全学的な貢献による活動アピールがなされるか否かについて、学内で本格的に議論された形跡さえもないと考えられる」と指摘している。畑野は次のようにいう。

「大学史編纂とその史料の保存を主目的として設置された大学アーカイヴズが、現代の大学で自己点検・評価の観点から大きな役割を果たしうる、という第一の議論は、東京大学にも劣らず長い歴史を有する大学においても、もはや自明でなくなっているようである。」[14] と。

筆者がかつて勤務していた広島大学においても、東京大学史史料室と同様に、広島大学 50 年史編集室および文書館所蔵資料が自己点検・評価に利用されることはなかった。また、自己点検・評価のためには大学アーカイブズが必要であるという言説が文書館設置に当たって説得力を持つこともなかった[15]。日本初の本格的な大学アーカイブズと評されている京都大学大学文書館の場合も、その設置の主な要因は情報公開法への対応と『京都大学百年史』刊行後の資料利用の二つであり[16]、充実した点検・評価を行うために大学文書館が設置されたわけではない。畑野は「もはや自明ではなくなっているようである」（49 頁）と控えめな表現をしているが、東京大学・広島大学のみならず、これまでの日本の大学アーカイブズが、大学の自己点検・評価に貢献したという事実は存在しないと思われる。大学アーカイブズが自己点検・評価に役立つというこれまでの議論は、大学史編纂関係者の希望的観測であり、実現されたことのない（実証されたことのない）“夢”に過ぎなかったのである。なぜ点検・評価に役に立たなかったのであろうか。

この点を考えるに当たって、先に引用した畑野の議論を見ておこう。畑野論文は独立行政法人国立公文書館の公文書館専門職員養成課程修了研究論文として執筆されたため、一般に向けて刊行されたものではない。そこで畑野が紹介した資料を利用しつつ、若干筆者の見解を付け加えることにしよう。

畑野は、「当史料室がこの時期以降、全学的な活動報告に積極的に関与し得なかった理由については現在までの所明らかにしえないが、『現状と課題　1』の発刊の辞において、有馬総長（当時）が述べているような以下の記述によると、沿革史編纂による自己点検・評価活動が緊急の社会的要請に応じられる作業ではないという認識が学内の趨勢であったろうことが容易に推察できる。」（48 頁）と述べている。

『東京大学　現状と課題　1　1990–1991』（東京大学出版会、1992 年。通称「東大白書」）は東京大学初の自己点検・評価報告書であり、全国の大学の自己点検・評価報告書の先駆けとして高く評価されている[17]。畑野が指摘した有馬朗人東京大学総長の「発刊の辞」の記述は、以下のとおりである。

> 東京大学において従来こうした全学的規模での活動と報告が全くなされていなかったわけではない。たとえば『東京帝国大学五十年史』（2 巻、1932 年）、『東京帝国大学学術大観』（5 巻、1942 年）、『東京大学百年史』（10 巻、1984–87 年）などがある（なお、一般的な東京大学の紹介としては隔年で「東京大学一覧」と「東京大学要覧」が交互に発行されていた（1970 年まで））。これらは多く歴史の体裁をとっているが、実質的には東京大学の教育・研究、管理運営の活動について点検が行われている。しかしこのような形では次の報告書までに間隔が短くて 10 年、長いときには 40 年もあって長過ぎる。したがって今後は 2 年ごとに、本書

のような活動報告書を刊行する予定である。（iii頁）

寺﨑昌男ら大学沿革史編纂関係者の認識と同様に、有馬総長ら大学執行部においても、沿革史編纂が自己点検・評価活動であるとの認識は存在していた。東京大学執行部のこの認識は卓見である。しかし、畑野が指摘したように、沿革史編纂では激動する社会の要請に応えることができず、2年という短期間で点検・評価を繰り返していかなければならないというのが、大学執行部の考えであった。こうなると、大学アーカイブズが自己点検・評価活動に関与しなかった（できなかった）理由は明快である。自己点検・評価は、過去数年間の短いスパンでなされるのだが、その間の文書は現用文書で事務局などの原局で保管されており、アーカイブズには自己点検・評価の対象期間の文書は存在しないのである。

また、「東大白書」作成に当たっては、「大学の自己点検の対象は、主として教育・研究であり、とすればこの任務に直接携わっている各部局が、点検の主体となるべきものである。」という意見が有力であった[18]。自己点検・評価の主たる対象は、「管理運営」でなく「教育研究」であるというのである。1991年に大綱化された大学設置基準（平成3年文部省令第24号）第2条には「大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。」とあり、法令上も自己点検・評価の主たる対象は「教育研究」なのである[19]。これまで日本の大学アーカイブズは教育研究に直接関係する資料を体系的に集積してこなかった（できなかった）。多くの大学アーカイブズでは、主として退職した教員から、その教員の「教育研究」にかかわる資料の寄贈を受けてきた。しかしこれらの資料は、あくまでその教員個人の履歴に従った資料であり、大学全体、あるいは学部、研究科、教室、講座といった組織の総体としての「教育研究」活動の実態を示すものではない[20]。このことが自己点検・評価活動に大学アーカイブズが関与できなかったもう一つの理由である。二つの理由とも、大学アーカイブズの所蔵資料にかかわる問題である。

寺﨑昌男は、「1991年以降、大学の自己点検・評価活動が努力義務化された。建学の精神や歴史をまとめておけるかどうかは、最も息の長い自己点検・評価のメルクマールになる。そのためには少なくとも史料室ぐらいなくては済まない。こうして大学、特に自己点検・評価の波に直面した国立大学には、アーカイブスの必要性が次第に醸成されてきた。」[21]と述べた。しかし、すでに桑尾光太郎・谷本宗生が指摘したように、「自己点検・評価作業が大学アーカイブズ設立の契機となったり、アーカイブズの利用によって質の高い自己点検・評価作業が可能になったという事例は、残念ながら聞いたことがない」[22]というのが現実である。その理由についてはすでに述べたのでここでは繰り返さない。

しかしながら、筆者は大学アーカイブズが点検・評価と無関係でよいと主張するものではない。大学アーカイブズは、中・長期的なスパンでの点検・評価に堪えうる資料収集に努めなければならない。その中には自己点検・評価の主たる対象である「教育研究」の実態を示す資料が含

まれる必要がある。また、自己点検・評価作業自体、過去数年間のごく短い時間に限定せず、歴史的視点で長期にわたる点検・評価を実施することも必要であろう。寺崎昌男がいうように、「良い沿革史を出しているか、大学資料保存のための努力を払っているか、といった項目が自己点検・評価の基準に想定されるべき」[23]である。そして折田悦郎が指摘したように、大学アーカイブズ自身の点検・評価には「従来行われてきた研究活動中心の『点検・評価』とは別に、例えば、教育活動や資料の収集・整理・保存・公開等の活動、それから展示・情報提供等の『サービス』活動についてもきちんと評価するシステムの構築を、学内外に対して求めていくという重要な課題が残されている」のである[24]。

2．大学の目的と大学アーカイブズ－「教育研究」と「管理運営」－

前章では、「自己点検・評価」活動のためには大学アーカイブズが必要であるという大学史編纂関係者の間に広く流布した言説は実際には機能しなかったこと、そしてその理由は大学アーカイブズが「自己点検・評価」の主対象である「教育研究」に対応できなかったことを明らかにした。そこで本章においては、大学アーカイブズが本当に「自己点検・評価」の主たる対象である「教育研究」に無関係でよいかどうかについて、大学の目的に即して考察したい。

学校教育法第52条は、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と大学の目的をうたっている。大学の中でも国立大学については、国立大学法人法第1条において、「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため、」「教育研究を行う」ことを国立大学の目的としている。そのため、「国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない」（同法第3条）と教育研究の特性への配慮が義務づけられている。従って、国立大学アーカイブズの活動においても、その所蔵資料に即して、「教育研究の特性に常に配慮し」、「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえ」ているか、「我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展」に寄与しているかが検証されねばならない。

2001年3月30日閣議決定「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」[25]では、「国の行政機関がその適切な保存のために必要な措置を講ずるものとされている『歴史資料として重要な公文書等』の中核となるもの」として以下の二つがあげられている。

(1) わが国政府の過去の主要な活動を跡づけるために必要な、国政上の重要な事項又はその他の所管行政上の重要な事項のうち所管行政に係る重要な国政上の重要な事項に準ずる重要性があると認められるものに係る意思決定

(2) (1) の決定に至るまでの審議、検討又は協議の過程及びその決定に基づく施策の遂行過程

これは、国立公文書館法に基づき国について定めたものであるが、地方自治体についても適用す

ることができる。「我が国政府」を「我が県」や「我が市」などに、「国政」を「県政」や「市政」などに置き換えればいいのである。一方、本稿での検討課題である大学についてはどうであろうか。「我が国政府」は「我が大学」とすればよいが、「国政」は何に置き換えればいいのだろうか。それは「管理運営」であろう。大学の目的である「教育研究」に置き換えることも考えられるが、「教育研究」とすると「意思決定」や「決定に至るまでの審議、検討又は協議の過程及びその決定に基づく施策の遂行過程」になじまない。

広島大学においては、意思決定及び事務・事業の実績については原則として法人文書を作成することになっており（広島大学法人文書管理規則第4条）、ほとんどの国立大学においても同様であろう。大学において、「管理運営」文書は、法人文書として行政機関と同様に作成される。従って、大学アーカイブズにおいて、「管理運営」文書は、国や自治体アーカイブズと同様に対処することが可能であるが、「教育研究」文書の取り扱いについては、大学アーカイブズの本質的な機能として、独自の理論と方法が必要となる。そもそも教員が主体となる「教育研究」に関して、それに関する法人文書が作成されること自体が少ない。教員が「教育研究」活動を行うに当たって、原議書を作成して伺いを立てることはまず考えられない[26]。仮にそのようなことが行われたとすると、「学問の自由」、「大学の自治」上の大問題である。従って、大学アーカイブズには法人文書や原議書といった枠にとらわれず、「教育研究」に関する資料の集積に努める必要がある。

なお、石原一則は、神奈川県立公文書館の課題の一つに県立高校文書の取り扱いをあげている[27]。石原の指摘は、直接的には県立高校文書が選別委任文書である点を指摘したものであるが、学校教育の内容という観点からも課題がある。各自治体には、公立の学校でどのような教育が行われ、それがどのような成果をあげたのかを住民に説明する責任がある。そこでは、学校の管理運営のみでなく教育内容自体についても問われるのであり、「教育」の取り扱いは自治体アーカイブズにとっても課題である。

ではこれまでの先行研究において、大学アーカイブズにおける「教育研究」の取り扱いについては、どのように論じられてきたのであろうか。西山伸は、大学アーカイブズにおける研究成果の取り扱いについて次のように述べている。

> 大学の場合、ここで問題になるのは研究者が個人的に行った研究の成果であろう。筆者の個人的な経験の範囲だが、京都大学にアーカイヴズが設置されるという話をすると、学問研究についての情報の公開（それが実態として如何なるものが求められているかは、必ずしも明確でないことが多いが）を期待する意見を聞くことが少なくない。しかし、そこに踏み込んでしまうと、対象となる資料が際限もなく拡大してしまう危険性が高い。理念的問題としても、そもそも学術研究の成果は論文、著作、報告書等の形をとって公開されるものであり、その管理は原則として別の機関（例えば図書館や博物館）で行われるべきであろう。
>
> ただ、例えば同じ論文でも、研究者が個人的にある雑誌に掲載した論文と、学位論文とは

位置づけが異なる。後者は、大学が「機関として」学位を授与するものであるから、大学アーカイヴズの対象となるという考えは、理念的には成り立つことになろう[28]。

西山は「研究者が個人的に行った研究」というが、これは妥当でない。研究者の研究は、○○大学教授といった職務に基づいてなされているのであり、これは「個人的に」ではなく「機関として」の営みである[29]。チームやプロジェクトを編成して行われることが多い理科系の研究については特にそうであろう。研究のみでなく教育についてもまた然りである。学校教育法第58条の2には、「教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。」とある。「教育」と「研究」は法律に規定された業務であり、教員が行う「教育研究」活動は、彼らが行う市民活動やボランティアなどの「個人的」な行為とは異なる次元の問題である。理念的問題としては、研究成果については、大学アーカイブズで取り扱うべきものであろう。その際、図書館や博物館といった別の組織と連携することは大いに考慮されてよい。教育活動についても、大学の「機関として」の営みであり、大学アーカイブズの対象である[30]。一方で現実問題としては、西山のいうように、大学アーカイブズが「教育研究」に手を広げることによって、際限なき拡大の危険に陥ることは容易に想像できる。すべての教員について、彼らの研究成果である著書・論文やその課程で作成した資料・文書などを大学アーカイブズが収集していくとすると、アーカイブズの収蔵庫がすぐにパンクしてしまうことは誰の目にも明らかである。筆者はこれまで広島大学および大阪大学のアーカイブズにおいてこの問題に直面し、常に悩んできた。しかし、現在のところ、筆者は未だこの問題点の解決案を持ち合わせていない。大学アーカイブズがその大学の「教育研究」に関する資料すべてを収集することはあまりにも非現実的である。しかし、「教育研究」に関する資料の他部局での所蔵状況や「教育研究」の概要について、「情報」として把握しておくことは必要であろう。大学という「教育研究」機関のアーカイブズにとっては、「教育研究」の実態を示す資料や情報の集積が不可欠であり、今後の課題であることを強調しておきたい。

大学アーカイブズにおける教員の研究文書の取り扱いについては、近年、永田英明が以下のように論じている。

大学における研究活動は、個々の教員や特定の教員集団による自由な知的営為として行われ、その成果は、学術論文等のかたちで公表されるが、それはさらなる学術研究の素材として図書館で公開されたり、また「実験展示」のようなかたちで大学博物館で公開されたりする。普遍的な広がりを持つ「学術資料」としてこうした資料の活用を図るならば、博物館や図書館で保存管理を行うことも、十分検討に値するのではないか。少なくとも学術論文や学術書については、これを大学アーカイヴズが収集する意義は乏しいように思われる。研究活動の過程で生成された学術資料の保存と活用もまた大学のアーカイヴズに固有の問題だが、これについてはアーカイヴズだけでなく、大学博物館や大学図書館との連携によって行って

いくことが望ましいと考えられる[31]。

永田もまた大学アーカイブズにおける研究資料の取り扱いには慎重な態度をとっているが、やはり大学アーカイブズが大学の研究成果についていかに把握しておくかという点は課題である[32]。この意味において、東北大学史料館が記念資料室時代から行っている退職教員の研究業績リスト作成といった作業は、大学アーカイブズにとって必要な活動であるかもしれない[33]。研究成果そのものを「モノ」としては持っていなくても、最低限、その「情報」を把握しておくことは必要であろう。

また、近年各大学では、図書館を中心として、研究成果や教育資源等を電子的に蓄積・保存して学内外に発信する機関リポジトリが整備されるようになってきている。リポジトリは大学が機関として発信しているものであり、仮に古い研究等の公開がリポジトリとしては行われなくなったような場合には、リポジトリのデータを大学アーカイブズに移管して公開することも大いに考慮してよい[34]。

永田が指摘したように、大学アーカイブズと大学博物館・大学図書館との連携は大切である。しかし、大学アーカイブズの連携先は、図書館と博物館とに限定されるものではない。「知財センター」のような特許権など大学の知的財産を管理する施設との連携も考慮されてしかるべきである[35]。今後の大学アーカイブズにとっては、図書館、博物館、知財センター等の関係機関と連携しつつ、その大学の「教育研究」活動に関する情報を集積していくことが重要な業務となっていくであろう。

3．大学アーカイブズの理念と収集資料

これまで、大学アーカイブズが「教育研究」に関する資料や情報を集積すべきであると述べてきたが、どのような資料を収集するかという問題は、そのアーカイブズにとっての存在意義とかかわる理念の問題でもある。

日本の大学アーカイブズの理念について、初めて明確に提示したのは西山伸である。西山は大学アーカイブズの理念を次のようにいう。「現在に至る大学の機関としての営みを表す記録を適切に管理することで、大学内外の研究・教育および大学の管理運営に寄与し、そのことを通じて社会に貢献すること」[36]。西山のこの定義は重要であり、筆者もこの見解に賛同する。西山によるこの理念は、今後大学アーカイブズの理念について検討する際の前提となる[37]。実務上においては、前章において指摘したように、西山のいう「大学の機関としての営みを表す記録」が具体的に何なのかということが課題となってくる。

さて、大学アーカイブズが集める資料については、寺﨑昌男が以下の10点を指摘している。

1）大学運営の歴史を示す公的文書、簿冊、事務記録、その他の文書。

2）大学内諸機関の議事録、意見書、答申、報告書等。

3）大学の刊行する年報、要覧、雑誌、新聞、報告書等。

4）大学卒業生の卒業証書、アルバム、講義ノート、伝記、書簡等々（とくに当該大学に関係するもの）。

5）学長、学部長、教授職員等の私蔵する文書類のうち、とくに大学に関係するもの。

6）大学設立者、寄附者、卒業生など関係者の文書。

7）大学の歴史を示す記章、門標、記念品、トロフィー、旗、制服、制帽、印璽等々の物品。

8）大学に関する写真、テープ、ビデオテープ、フィルム等。

9）大学史に関する諸刊行文献。

10）学問史的な意味をもつ実験器具、研究室製品、報告書等。

これは、東京大学百年史編集室による海外の大学アーカイブズ調査の成果[38]でもあり、日本における大学アーカイブズ論の先駆けであるが、寺崎は「基幹部分は1）～6）等の文書資料であるが、それに限定せず、7）～8）等の記念的物品、視聴覚史料の類も収集・保存するところに、大学アーカイヴズの特色がある。」と述べている[39]。寺崎の10の区分は、①非現用となった法人文書、②学内刊行物、③大学関係者の個人資料、に大別することが出来るが[40]、学生や学生団体が作成した資料や同窓会や校友会などが作成した資料が含まれていないという問題点もある[41]。折田悦郎は、大学アーカイブズが集める資料は「親機関の生産（授受）した事務文書を中心にすべき」[42]としている。2005年に刊行された『日本の大学アーカイヴズ』所収の諸論文を見ても、国立大学アーカイブズ関係者の間では、「組織運営のための資料」[43]、すなわち法人文書、事務文書が大学アーカイブズが集める中心資料であるとの認識は形成されてきているといってよいであろう。この点に関しては、筆者も全く同感である。

しかし、大学アーカイブズが扱う資料は事務文書以外にも広範囲に及んでいる。寺崎が提示した10点の例示を国立大学に照らして考えるならば、法人文書として管理されているのは1）2）、そしてあえてあげれば3）ぐらいのものであろう[44]。法人文書は、大学アーカイブズが取り扱うべき資料の中核ではあるが、その一部でしかない。法人文書は大学の管理運営面をカバーしているが、教育研究面をカバーしきれていない。繰り返しになるが、大学の教育研究の実態をどのようにして現在の納税者、そして次の世代に伝えるか。大学アーカイブズの課題はこの点にある。

ここで注目されるのが、森本祥子が『日本の大学アーカイヴズ』に掲載した論文「大学組織のアーカイブズ－理念と実践の提示への期待－」において展開したアーカイブズの「核」と「＋α」論である。森本は以下のようにいう[45]。

「親組織の性格に左右されずに存在する、いわばアーカイブズの『核』とでもいうべきものがあり、そしてその『核』に加えて、個々のアーカイブズ組織ごとに独自のアーカイブズ的性格を持つ資料を『＋α』として自由に含みうるという構造である。」「真ん中に置いた『組織運営のための文書』が、いかなるアーカイブズも持たなければならない『核』である。これを持たない組織は、その親機関にとってのアーカイブズとはいえない。その一方で、『＋α』として、それぞれのアーカイブズは多様である。」

そして森本は、大学アーカイブズの「＋α」としては、研究室資料、元教員の個人文書、同窓会資料などを例示している。

大学という「教育研究」機関についていえば、「教育研究」という組織の目的を達成するために「管理運営」活動が行われる。すなわち「管理運営」は、「教育研究」という目的達成のための手段なのである。そして、「管理運営」という手段のための文書は、事務文書、法人文書というかたちで「組織運営のための資料」として文書が作成されるが、「教育研究」という目的の成果については、法人文書という組織的な文書が作成されることはまれである。森本の「核」と「＋α」論は、すべてのアーカイブズに適応できる普遍的なアーカイブズ論として高く評価できるが、日本の大学アーカイブズに即して考えた場合、親組織の「運営」のみでなく「目的」の遂行という観点も必要なのではなかろうか。繰り返しになるが、筆者は「教育研究」という大学の目的に照らして大学アーカイブズを考えるとき、「管理運営」文書のみを「核」とするのではなく、「管理運営」と「教育研究」とをともに「核」、車の両輪、鳥の双翼と捉える必要があると考えるのである。

結びにかえてーアカウンタビリティとアイデンティティー

これまで「教育研究」機関である大学のアーカイブズについて、「教育研究」を主題に考察してきた。本稿を終えるに当たって、これまでの考察結果を改めてまとめることは省略し、その代わりにアカウンタビリティとアイデンティティを基軸に大学アーカイブズの位相について展望することで、結びにかえたい。

アーカイブズの役割は、アカウンタビリティとアイデンティティという二つの言葉で捉えることが出来るのではなかろうか。そして、このアカウンタビリティとアイデンティティは、「はじめに」において既に述べたように、今後大学アーカイブズを設立し運営していく上で鍵となる言葉である。

国・自治体といった行政機関、企業、大学（学校）のアーカイブズには、アーカイブズとしての共通する基本要件が存在する一方で、それぞれの組織体の目的や機能に伴う差違も存在するであろう。一定の地域に居住している住民の信託を受けて公権力を行使する行政のアーカイブズには、権力の監視やアカウンタビリティといった観点が強く求められる。

大学アーカイブズにおいても、国立大学は法人化したとはいえその大部分は国からの運営費交付金によって運営され、私立大学にも私学助成金という形で税金が投入されている。このように、税金の使途といった観点から、大学アーカイブズにも行政のアーカイブズに求められるのと同様なアカウンタビリティが求められることもあるであろう。しかし、行政に求められるアカウンタビリティと大学という「教育研究」機関に求められるアカウンタビリティとは全く同じものであろうか。大学に求められるアカウンタビリティは、その組織がどのように運営されているかだけではなく、その組織でどのような「教育研究」がなされているかという点が、より強く求め

られるであろう。教育者・研究者としての教育活動・研究活動における社会に対するアカウンタビリティである。

科学史、科学哲学、科学技術社会学を専門とする村上陽一郎は、研究者のアカウンタビリティについて、以下のように述べている。

> 研究者はその領域の専門家であり、自らの研究を遂行するに当たって、今日では、何らかの形で社会から支援を受けて研究に従事しているから、直接・間接の支援者である「社会」に対し、研究の内容を「説明」する責任と義務がある。つまりアカウンタビリティーには、出資者（この場合は一般の公衆）に対する義務・責任という意味がある。もう一方で、専門家としての研究者は自分の研究の「意味」や重要性（必ずしも一般社会にとっての重要性でない）を十分知っている（そうでなければその研究に手を染めることはないはずである）が、一般の公衆はそれを知らない。逆に専門家として重要だと思っても、公衆はそうは思わないこともあり、また専門家が気付いてないような危険を感じているかもしれない。そうした状態を改善し、社会に認知された形で研究が行われるためにも、専門家の側にアカウンタビリティーが要求されることになる[46]。

折田悦郎はこの村上によるアイデンティティ論を引用して、「国費で運用される国立大学の場合、情報公開法、アーカイブによる情報の公開だけではなく、研究活動自体のアカウンタビリティも求められるようになってくる。」「長文ながら村上氏の文章を引用したのは、ここには国立大学がこれまで全くといっていいほど意識してこなかったと思われる問題点が、明示されているからである。ここで提起された問題にアーカイブがどのように関わるかについては、今後の研究課題である。」[47] と指摘している。

事務文書を大学アーカイブズの中心資料に据える折田は、現状では研究活動のアカウンタビリティはアーカイブズにおける情報の公開とは別のものと捉えているように思われる。そして折田は、この村上が指摘する研究者のアカウンタビリティに大学アーカイブズがどのように関わるかについては今後の研究課題であるとする。筆者はこの研究者のアカウンタビリティに大学アーカイブズが積極的に関与すべきと考える。今後は、研究のみでなく教育についてのアカウンタビリティも求められて来るであろう。「教育研究」機関である大学のアーカイブズが「教育研究」に関するアカウンタビリティを果たすことは、必要不可欠であると考える。そのために、図書館、博物館、知財センター等の学内諸機関と連携しつつも、「教育研究」に関する資料や情報を集積する必要があるということは、本稿で繰り返し述べてきた。大濱徹也が指摘したように、「それぞれの知の府としての大学が、まさに大学としての存在根拠を確立し、知の府としての大学の自己主張をするのであれば、そこで営んだ多様な知の記録をアーカイブズがどれだけを集積をし、それを発信しうるかということ」[48]、これが大学アーカイブズに求められているのである。

このように大学アーカイブズにもアカウンタビリティが求められるのであるが、特定の目的のために結集した組織体のアーカイブズには、その組織としてのアイデンティティ形成の場として

の役割も大いに求められるのである。本稿では触れることが出来なかったが、日本の大学アーカイブズは、自校史教育、全学的歴史展示やモノ資料の収集など、行政のアーカイブズではみられない多様な活動を行っている[49]。これらの活動は、アイデンティティ形成という観点から大学アーカイブズ固有の業務と位置づけられよう。

誤解を恐れずにいうならば、アーカイブズの果たすべき役割のうちアカウンタビリティについては、国や地方公共団体といった行政のアーカイブズの方が強く、企業アーカイブズの方が弱いという構図が描けるのではなかろうか。大学アーカイブズは行政と企業との中間に位置し、その中でも国立大学の方が行政寄りである。同じ国立大学の中でも、法人文書に重点を置く京都大学大学文書館の活動は最も行政に近い性格を有しており、行政文書を核としつつも多様な個人文書を受け入れ、森戸辰男記念文庫・平和学術文庫・梶山季之文庫という三つの特殊文庫を有している広島大学文書館は、やや私立大学寄りに位置づけることが出来る。創立者の資料を中心に資料を集めてきた私立大学アーカイブズの場合は、創業者の資料を所蔵している企業アーカイブズとの親和性が高い。行政＞大学（国立＞私立）＞企業　という図式である。

一方アイデンティティ形成に果たす役割を見ると、アカウンタビリティの時とは逆の図式が見て取れる。企業＞大学（私立＞国立）＞行政　という図式である。

『日本の大学アーカイヴズ』にみられる「『カオス』の状態」[50]ともいわれる大学アーカイブズの多様性は、その草創期ならではの混乱もみられるが、行政とは異なる大学の多様な活動がもたらしたものでもあり、大学の性格によって、また各アーカイブズの戦略によって、そのアーカイブズの性格もさまざまである。大学アーカイブズは行政と企業のアーカイブズの間で、その親組織やアーカイブズの性格・戦略に応じて、さまざまな位置づけが可能である。そして大学アーカイブズに関わる者は、このことを意識的に自覚・認識し、アーカイブズとしての戦略を形成していく必要があるのである。本稿において筆者は、理念的には「教育研究」機関である大学のアーカイブズは「教育研究」に関する資料や情報を収集・集積していかねばならないと主張したが、実践的には、大学アーカイブズがどれだけそれらを収集・集積していくかは、すぐれて戦略の問題でもある。限られた施設と人員のなかでどこに重点を置くかという現実問題に対処するには、明確な戦略が必要なのである。自らの立脚点をしっかりと見つめ、今後の目標を見定めて実践する。大学アーカイブズのさらなる発展のためにはこのことが必要不可欠であり、無自覚かつ惰性的な業務遂行では、いつまでたっても「『カオス』の状態」を抜け出すことは出来ない。

大学アーカイブズが取り扱う資料の中で、組織運営のための文書、事務文書が必要不可欠な中心資料であることは論を俟たないが、大学アーカイブズの収集資料が事務文書のみに特化することはあり得ないだろう。それは、「教育研究」機関であるという大学という組織体の目的・性格がそうさせるのである。それぞれの大学の性格に応じた大学アーカイブズのあり方についての模索は続く。

注

[1] 桑尾光太郎・谷本宗生「大学アーカイブズのあゆみ」、全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』、京都大学学術出版会、2005年。

[2] 小池聖一「大学文書館論－広島大学文書館を一例に－」、『広島大学文書館紀要』9、2007年、1頁。

[3] 第二の要因については、私立大学については1960年代以来のことであるが、国立大学については法人化した2000年代以降のものである。

[4] 永井英治「学会アーカイブズという課題」、『名古屋大学大学文書資料室紀要』15、2007年、58頁。

[5] 寺崎昌男「私の大学アーカイブス論－回想・状況・意義－」、『紫紺の歴程　大学史紀要』5、2001年、36頁。のち「大学アーカイブスと大学改革」と改題して、寺崎昌男『大学教育の可能性－教養教育・評価・実践－』、東信堂、2002年、に再録。

[6] 寺崎昌男『大学は歴史の思想で変わる－FD・評価・私学－』、東信堂、2006年、112頁。

[7] 寺崎昌男「大学の年史を作る－見直されるべき意義と効用－」、『大学時報』279、日本私立大学連盟、2001年、125頁。のち同『大学教育の可能性－教養教育・評価・実践－』、東信堂、2002年、に再録。

[8] 寺崎昌男「私の大学アーカイブス論－回想・状況・意義－」（前掲）、38頁。
　なお、寺崎昌男は、1980年代から大学沿革史編纂との関係から大学アーカイブズの必要性を主張してきた。寺崎「日本における大学史研究の戦前・戦後」、『松山商大論集』31–4、1980年、同「日本における大学史研究の動向と課題」、『東洋大学史紀要』4、1986年、参照。両論文ともに、寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくる－沿革史編纂必携－』、東信堂、1999年、に再録。

[9] 寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくる－沿革史編纂必携－』（前掲）、320頁。

[10] 西山伸「京都大学大学文書館－設置・現状・課題－」、『研究叢書第3号　大学アーカイヴズの設立と運営－2001年度総会および全国研究会の記録　於・神奈川大学－』、全国大学史資料協議会、2002年、15–16頁。

[11] 西山伸は、「これからの大学と『大学アーカイヴズ』」、『東北大学史料館だより』3、2002年、3頁、において「まず大学の組織としての営みをいちばんよく示す資料である行政文書の管理を行い、そして大学の豊かな姿を示す個人資料を扱う。これらの資料を学内外に広く公開して自らのあり方について点検・評価を行う基礎を提供するとともに、アーカイヴズそのものも調査研究の主体として自らの大学についての研究成果を公表する。」と述べ、大学アーカイブズと点検・評価とを関連づけて捉えている。

[12] 「情報部会答申に対する提言」、『広島大学史紀要』5、2003年、139頁。

[13] 広島大学文書館の設置に関する答申参考資料「他大学におけるアーカイブ設置状況」、『広島大学史紀要』5、2003年、95頁。

[14] 畑野勇「大学アーカイヴズの存在意義－東京大学史史料室調査研究プロジェクトを通じて－」、『平成15年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文集』、独立行政法人国立公文書館、2004年、48–49頁。

[15] 広島大学文書館の設置については、菅真城「広島大学文書館の設立経緯と現状」、『広島大学文書館紀要』7、2005年、参照。なお、『広島大学史紀要』5、2003年、には、「広島大学文書館の設置関係文書」が掲載されており、小池聖一が「解題」を執筆している。

[16] 西山伸「京都大学大学文書館－設置・現状・課題－」（前掲）。

[17] 東大白書については、寺崎昌男「東京大学における自己点検活動－一つの提言的報告－」、『大学の自己変革とオートノミー』、東信堂、1998年、原題は「大学の自己点検・評価活動についての提言的報告－東京大学における自己点検活動から－」として『一般教育学会誌』15–1、1993年、に掲載、参照。

[18] 「編集後記」、『東京大学　現状と課題　1 1990–1991』、東京大学出版会、1992年、627頁。

[19] 平成14年法律第118号において学校教育法に第69条の3「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」が追加された。学校教育法では「教育及び研究」に加え「組織及び運営並びに施設及び設備」について自己点検・

評価を行うことが明示されたが、その目的はあくまで「教育研究水準の向上に資するため」である。なお、自己点検・評価に関する規定が学校教育法上整備されたこと等に伴い、2004年4月1日から大学設置基準における自己点検・評価に関する規定は削除された。

[20] この点、大学アーカイブズが個人文書を所蔵する理由についても、きちんとした理念的位置づけが必要になってくる。大学アーカイブズにおける個人文書の取り扱いについては、小池聖一「大学文書館論－広島大学文書館を一例に－」（前掲）、および堀田慎一郎「大学アーカイブズにおける個人・団体文書（一）－収集・受け入れについての考察－」、『名古屋大学大学文書資料室紀要』15、2007年、参照。

[21] 寺崎昌男「こういう日がやっと来た」、『京都大学大学文書館だより』2、2002年、3頁。のち寺崎昌男『大学は歴史の思想で変わる－FD・評価・私学－』（前掲）、に再録。

[22] 桑尾光太郎・谷本宗生「大学アーカイヴズのあゆみ」（前掲）、30頁。

[23] 寺崎昌男「大学史の意義を考える」、『愛知大学史紀要』1、1994年、24頁。

[24] 折田悦郎「国立大学アーカイブ私論－現状と課題－」、平成14・15年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（2））研究成果報告書『大学アーカイヴス機能についての基礎的研究－「大学改革」との関連において－』（研究代表者・新谷恭明）、2004年、10頁。

なお、組織に対する評価に続いて、今後は教員の個人評価が導入されることが考えられる。広島大学文書館では、研究論文のみでなく、評価選別、目録作成、保存、公開などの文書館固有の業務も教員の個人評価の対象とした「広島大学文書館個人評価試案」（2006年9月1日）を作成している。

[25] 内閣府大臣官房企画調整課監修・高山正也編集『公文書ルネッサンス－新たな公文書館像を求めて－』、独立行政法人国立印刷局、2005年、175頁。http://www.archives.go.jp/hourei/hourei3_01.html。

[26] 調査旅行等の出張に当たっては旅行命令伺が決裁にかけられ、出張後には復命書を作成するが、これらの書類は予算の支出をともなうために作成されるのであり、教員の「教育研究」活動のごく一部に過ぎない。

[27] 石原一則「評価選別の方法について」、平成16年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（1））研究成果報告書『大学所蔵の歴史的資料の蓄積・保存ならびに公開に関する研究』（研究代表者・西山伸）、2005年。

[28] 西山伸「京都大学大学文書館－設置・現状・課題－」（前掲）、33頁。西山はまた、「『大学アーカイヴズ』を考える－京都大学大学文書館の設置－」、『記録と史料』12、2002年、においても、同様の見解を述べている。

西山は学位論文を特別視しているが、「教育研究」活動を大学の機関としての営みと捉える筆者の視点からは、学位論文のみを特別扱いする必然性は感じない。また、学位論文については、現実的には、国立国会図書館と各大学の附属図書館で系統的に保存されており、図書館より後発で収蔵スペースの狭隘さに困っている大学アーカイブズが無理して収集対象にすることはないと考える。学位論文や修士論文・卒業論文も法人文書であるが、大学アーカイブズで収集すべき優先順位は、他機関で系統的に保存されている学位論文よりも、修士論文・卒業論文の方が高いと考える。卒業論文の取り扱いについては、平井孝典「国立大学法人における卒業論文の扱い－著作物でもある法人文書等の公開（利用）について－」、『アーカイブズ学研究』3、2005年、参照。なお、小樽商科大学では、創設当初からの卒業論文を保存しているが、「創立当初の頃のものは、北海道や樺太の産業調査報告であり、当時の状況を知る上で貴重なものである」（「小樽商科大学百年史編纂室」、全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』（前掲）、134頁、平井孝典「1932年から1963年に提出された生徒学生提出論文」、『小樽商科大学史紀要』創刊号、2007年、も参照）。

[29] 寺崎昌男「大学［財政と大学自治の問題］」、『世界大百科事典　第2版』（CD-ROM版）、平凡社、1998年、には、「大学の研究・教育活動が巨額の公費によって支えられるようになると、国家・政府による研究、高等教育の〈計画化〉と〈財政主導〉とが避けられなくなる。研究活動は個人の営みとしてではなく研究機関の事業の一環として扱われ、大学は個性的な教育機関としてではなく、より抽象的な高等教育機構とみなされることになる。」との記述が見られる。

[30] 堀田慎一郎は、「教育は、研究と並ぶ大学の存在目的の一つであるうえに、基本的に個人の所産である研究と異なり、講義という公的な制度がその主要部分を占めており、大学の組織としての営みにほかならない。」（「大学アーカイブズと『大学資料』（刊行物資料）－名古屋大学における理論と実践－」、『名古屋大学大学文書資料室紀要』14、2006年、13頁）と述べる一方で、「教員の個人的な研究資料や当該大学の歴史や学是、建学の精神

に全く関係ないものについては、大学アーカイブズやその機能の独自性や固有性を担保する観点から、基本的に収集し、受け入れるべきではない」（「大学アーカイブズにおける個人・団体文書（一）－収集・受け入れについての考察－」（前掲、32頁）とする。筆者は、教育のみならず研究も「大学の組織としての営み」と捉えてきたことは、本稿においてこれまで述べてきたところである。大学に関する法令の条文は「教育研究」となっており、「教育」と「研究」を区分していない。従って、「教育研究」と大きく一括りにしてとらえる本稿の視角もひとまずは有効であろう。ただし、実際に大学アーカイブズが資料を受け入れる現実の問題としては、堀田が主張したように、「教育」と「研究」とで峻別すること、また、「研究」のなかでも研究成果と研究の過程で収集・作成された資料とを峻別する必要が生じるかもしれない。この点については後考を期したい。

[31] 永田英明「大学アーカイヴズ資料論」、全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』（前掲）、46-47頁。

[32] 例えば、A大学のB教員の研究成果としての著書がA大学図書館に所蔵されているとしよう。A大学図書館にはA大学教員に限定せず、学術研究全体の成果の一部として日本十進分類法（NDC）に従って図書が配架されている。A大学図書館においてA大学教員の著書を特殊文庫として収集・配架することも可能であるが、そのような例はまれであろう。B教員の著書はOPAC等によって検索可能であるが、図書館においてはそれがA大学における研究成果であるかどうかは問題ではない。現状の大学図書館ではA大学のC学部における研究成果を調査し検証するといった要望に応えることは困難である。この点、大学図書館のあり方も再考されてしかるべきかもしれない。

なお、大阪大学自己評価委員会外部評価小委員会編『大阪大学外部評価報告書・2000』、大阪大学、2000年、では、外部評価委員会座長（早石修大阪バイオサイエンス研究所名誉所長）による「評価結果」の中の「研究・教育の評価」において、「第2の業績提示システムは、図書館などに研究業績展示用の書架を置き、そこにすべての教官の全業績の実物ないしコピーを展示することである。各教官はこのことで自分が研究者として何をやったかを意識できるし、学生や学外の研究者にとっても、最近だれがなにをしているかがよくわかる。大阪大学は、図書館にコーナーを作り、研究者の研究業績を並べるという試みをやるべきであろう。その意味でも顔写真の入った『大阪大学研究者総覧』の刊行はよい試みである。」（39頁）との指摘がある（この早石座長による評価は、梅棹忠夫国立民族学博物館顧問の評価をもとに執筆されている）。傾聴に値する見解である。研究業績現物は図書館に並べ、アーカイブズはそのリストを情報として掌握しておけばよい。しかし、2007年現在で、大阪大学附属図書館には教員からの寄贈図書からなる「教員著作コーナー」があるのみであり、すべての教員の研究業績展示コーナーは設けられていない。

現在では多くの大学で「研究者総覧」がウェブ上で公開されており、研究業績が検索できるようになっている。この点で、アーカイブズが研究情報を把握することは容易になりつつある。ただし、東北大学の「研究者紹介」は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、情報公開に同意した研究者の情報のみが公開されている。これは公的な（機関としての）研究の公開性が損なわれるという点で大いに問題であり、個人情報保護法への過剰反応であろう。このような事例があることを考えると、やはりアーカイブズは独自に研究情報を集積し、個人情報の保護に配慮しつつも適切に公開することが必要である。なお、東北大学の「研究者紹介」の事例については、岡本真発行のメールマガジン「ACADEMIC RESOURCE GUIDE（ARG）」277、2007年、から情報を得た。

[33] この点、大学沿革史において、とかく研究者名と業績を列挙したに過ぎないと評されがちである「部局史」の価値が再考されるべきであろう。『九州大学七十五年史』や『広島大学五十年史』では部局史は作成されなかったが、ある時点での研究を総括する部局史は、大学沿革史編纂においてはやはり作成するべきである。折田悦郎「大学史編纂と大学アーカイヴス－年史編纂と大学史料室設置を例にして－」、『大学史料の情報資源化と大学アーカイヴスのシステム開発に関する基礎的研究』、2000年、参照。

[34] リポジトリと大学アーカイブズとの関係については、日本アーカイブズ学会2007年度大会自由論題研究発表会における筆者の報告に対する針谷武志の発言に示唆を得た。

[35] 大濱徹也は、「貌としてのアーカイブズ」、『広島大学文書館紀要』7、2005年、のち「大学アーカイブズが問われること」と改題して、大濱徹也『アーカイブズへの眼－記録の管理と保存の哲学－』、刀水書房、2007年、に再録、において、大学アーカイブズが特許権をはじめとする知的財産を管理することを提唱している。しか

しながら、日本の大学アーカイブズの現状では、知的財産を直接管理することはかなり困難と思われる。また、多くの大学ではすでに知的財産を管理する組織が存在しており、アーカイブズの活動としてはこれらの組織と連携することが現実的であろう。

また、大濱徹也は前掲論文において、医事情報を集積することが附属病院を有する大学のアーカイブズにとって重要であると述べている。カルテをはじめとする医事情報について、現在の日本の大学アーカイブズでは取り扱っているところはなく、医事情報を大学アーカイブズが集めるに当たってはかなりの困難が予想される。しかし、古いカルテを大学アーカイブズで管理することは、大学病院の現場の医師からも提案されており、今後検討すべき課題である。古いカルテと大学アーカイブズについては、松尾俊彦（岡山大学大学院医歯薬学総合研究科）「岡山大学キャンパスの歴史的建造物・文書を保存し活用しよう！」、平成18年度岡山大学学長裁量経費・地域貢献支援事業「歴史遺産の保全と活用に関するネットワーク・岡山」報告書『岡山史料ネットⅡ』、岡山大学、2007年、同「古いカルテを保存しよう」、『岡山医学同窓会報』101、2006年、同「古いカルテの保存と活用」、『岡山医学同窓会報』102、2007年、ともに前掲『岡山史料ネットⅡ』に掲載、参照。

[36] 西山伸「京都大学大学文書館－設置・現状・課題－」（前掲）、27頁。

[37] 折田悦郎は、大学アーカイブズを「大学が生産（授受）した事務文書を中心に収集し、それを学内外の利用に供するとともに、大学自身のアカウンタビリティ、アイデンティティの“場”となる全学的な組織」と考えている（前掲「国立大学アーカイブ私論－現状と課題－」、12頁）。西山と折田との大学アーカイブズ観に顕著な相違点はない。

[38] 『東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究』（東京大学創立百年記念学術研究奨励資金による学内共同研究　昭和56・57年度研究調査報告）、1983年。

[39] 寺崎昌男「大学アーカイブズ（archives）とは何か」、『東京大学史紀要』4、1983年、2–3頁、のち寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくる－沿革史編纂必携－』（前掲）、に再録。寺崎論文が掲載された『東京大学史紀要』4では、「特集・大学アーカイヴズ」が組まれている。

[40] 堀田慎一郎「大学アーカイブズと『大学資料』（刊行物資料）－名古屋大学における理論と実践－」（前掲）。

[41] 寺崎の10区分に学生関係資料が欠落していることは、2007年度日本アーカイブズ学会大会自由論題発表会における筆者の報告に対する桑尾光太郎の質問・意見による。

[42] 折田悦郎「国立大学アーカイブ私論－現状と課題－」（前掲）、6頁。

[43] 西山伸「『大学アーカイブズの現状と今後』」、全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』（前掲）は、「『組織運営のための資料』とは、従来使われていた『事務文書（あるいは法人文書）』『公文書』よりも広い概念であるが、現実の問題としては、その大部分が『事務文書であることは間違いない』」とし、「『事務文書』の欠落を補う資料－例えば、総長や役職者が所蔵していた大学運営に関わるメモの類など－も含めて」「『組織運営のための資料』と定義して」いる（15–16頁）。

[44] 「(8) 大学に関する写真、テープ、ビデオテープ、フィルム等。」で法人文書に登録されているものもあるが、その数は少ない。「(3) 大学の刊行する年報、要覧、雑誌、新聞、報告書等。」については、不特定多数の者に販売することを目的として発行されていなければ法人文書として登録しなければならないが（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二条の2）、実際には法人文書として登録されていない場合が多い。

[45] 森本祥子「大学組織のアーカイブズ－理論と実践の提示への期待－」、全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』（前掲）、107頁。森本祥子「普遍的アーカイブズ像の模索－自治体に所属しない者の視点から－」、『地方史研究』314、2005年、も参照。

[46] 村上陽一郎「アカウンタビリティー」、『情報・知識　imidas　2002』、集英社、2002年、1056頁。科学者のアカウンタビリティについては、村上陽一郎『科学者とは何か』、新潮社、1994年、特に「7　誰に、どう責任をとるのか」も参照。

[47] 折田悦郎「国立大学におけるアーカイブの設置とその機能」、『京都大学大学文書館研究紀要』1、2002年、14頁。

[48] 大濱徹也「貌としてのアーカイブズ」（前掲）、27頁。

[49] 全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』（前掲）、特に第2部「大学アーカイヴズのいま」を参照。

[50] 西山伸「本書の目的と構成」、全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』（前掲）、iii頁。

【付記】

本稿は、2007年度日本アーカイブズ学会大会自由論題研究発表会（2007年4月22日、於学習院大学）における口頭発表「大学の『自己点検・評価』・『教育研究』活動と大学アーカイブズ」をもとにしている。大会においてご意見を頂いた方々に感謝申し上げる。

また、同大会での清水善仁による口頭発表「大学アーカイブズの理念を考える－SAAガイドライン（1999）を手掛かりに－」が「大学アーカイブズ理念論序説－SAAガイドラインを手掛かりに－」と改題のうえで『京都大学大学文書館研究紀要』第6号、2008年、に掲載された。「教育研究」機関である大学のアーカイブズについての理念的研究である。本稿校正中に接しだため、本稿において取り上げることができなかった。清水氏にお詫び申し上げるとともに、ご参照をお願いする。

菅　真城　大阪大学文書館設置準備室

Masaki KAN　Office for the Establishment of Archives, Osaka University